

運輸部



プレジャーボート等小型船舶を安全に利用するために

プレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンを実施

プレジャーボートの海難事故発生件数は、年間一、〇〇〇件前後と海難全体の4割を占める状況となっており、死者・行方不明者を伴う海難についても全体の約3割をプレジャーボート関連が占めている状況です。また、近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年2〜3万隻発生していることが明らかになっています。

このような小型船舶を放置すると、船体・機関の整備不良の可能性も高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、運輸部では、海上保安庁等関係機関と連携を密にし、マリネプレジャー活動が活発となるゴールデンウィークから夏期休暇期間にかけて、プレジャーボート等小型船舶に対して、船舶検査の受検、小型船舶操縦者免許に関する安全キャンペーンを実施しています。



【船長等への周知啓発】

また、平成20年4月1日から施行された小型漁船に対する救命胴衣（ライフジャケット）着用義務範囲の拡大等についても併せて周知啓蒙活動を実施しています。

更に、従来から実施しています小型船舶操縦者の遵守事項（・酒酔い等操縦の禁止・危険操縦の禁止・免許者の自己操縦・救命胴衣（ライフジャケット）の着用等）についての周知啓蒙を伴うパトロール活動の際にも、併せてこれらの事項の確認を行い、ソフト、ハードの両面から小型船舶の安全キャンペーンを実施することにより安全確保を推進しています。

禁止・免許者の自己操縦・救命胴衣（ライフジャケット）の着用等）についての周知啓蒙を伴うパトロール活動の際にも、併せてこれらの事項の確認を行い、ソフト、ハードの両面から小型船舶の安全キャンペーンを実施することにより安全確保を推進しています。

ボートを安全に利用するために



船舶の定期検査・中間検査を受けましょう！

定期検査・中間検査を受けない船舶を運航することは船舶安全法に違反します。

ボートの船舶検査の受検時期の例



6年（船舶検査証書の有効期限）

ご注意ください

- ・海岸から12海里以上の海面で操業（航行を含む）する小型漁船は、船舶検査の受検が必要です。
- ・釣りのプレジャーボートで使用する小型漁船は、漁船登録をされている船舶検査の受検が必要です。

ボートの操縦には免許が必要です！

ボートの種類、大きさ及び航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反します。

免許の種類	免許の範囲
一般小型船舶操縦士	小型船舶（プレジャーボートは長さ24メートル未満のもの、漁客船、遊漁船、漁船その他事業で使う小型船舶は20トン未満のもの）を操縦できます。
二級小型船舶操縦士	小型船舶で、海岸から5海里（約9キロメートル）までの海域を操縦できます。
三級小型船舶操縦士（湖川小出力限定）	湖や川だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できます。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許です。湖岸や海岸から2海里（約3.7キロ）までの水域を操縦できます。

遵守事項を守りましょう！

酒酔い等操縦の禁止

酒酔い、又は同等での操縦は禁止です。

危険操縦の禁止

激突等危険な航行の禁止です。

免許者の自己操縦

港内や航路内（水上オートバイは全ての水域）では、免許者が直接操縦しなければなりません。（注）平成20年4月1日より、航行中の小型船舶に1人で乗船して急遽に災害する場合、ライフジャケットの着用が義務付けられました。

ライフジャケット等の着用

子供や水上オートバイの乗船者等は、救命胴衣（ライフジャケット）等を着用しなければなりません。（注）

その他の遵守事項

- ★発航前点検の実施
- ★事故時の人命の救助
- ★適切な見張りの実施

違反事項違反点数

違反の内容	点数
酒酔い等操縦	3点
自己操縦義務	2点
危険操縦	2点
救命胴衣等の着用義務	2点

※違反により、他人を死傷させた場合は3点加算

行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年以内の累積点数
ない場合	5点
ある場合	3点

国土交通省
警察庁 海上保安庁